

四日市市告示第196号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年四日市市告示第136号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第12条</u>（削除）</p>	<p>（計画の変更）</p> <p><u>第12条</u> 受給者が給付金の対象講座指定通知を受けた後において事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に補助事業等計画変更承認申請書（第7号様式）を提出し承認を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の軽微な変更とは、給付金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、給付対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。</p> <p><u>3</u> 市長は、第1項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条による決定を変更することができる。</p> <p>（給付金の評価）</p>

第 1 3 条 (削除)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 (略)

(削除)

第 1 3 条 市長は、当該給付金に関する評

価を常に行い、その必要性及び効果につ
いて十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要
と認めたときは、要綱の改正又は廃止そ
の他の適切な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 (略)

(有効期限)

3 この要綱は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日限
り、その効力を失う。

第7号様式を削除する。

附則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)